

企業情報を適時開示する動きが活発化している。東証マザーズなどの新興市場では、市場開設当初から証券取引所などの規則で四半期開示が求められてきたが、金融庁は二〇〇二年、「証券市場の改革推進プログラム」の中で、企業の四半期情報の開示に向けた取り組みの強化を要請して以来、各証券取引所でも四半期情報開示に向けた自主規制ルールの整備が進められている。

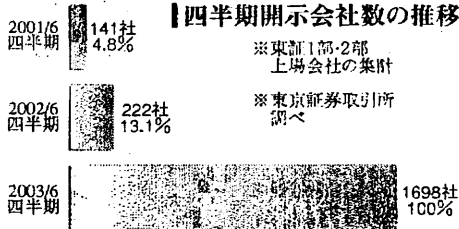
★取引所規制  
その第一段階として、二〇〇四年三月期の第十四半期(二〇〇三年四月十六日)からは、上場会社に対して、売上高あるいは受注残高などを最低限の開示項目とするのが義務付けられた。これを受け、全上場会社が売上高を開示したほか、東証上場企業については、三割を超える会社が要約財務諸表形式による情報開示を行った。

## 四半期決算開示 国際環境が後押し

さらに第三段階として、二〇〇五年三月期決算からは、三年間の経過期間が設けられ、連結ベースの売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益、純資産、株主資本のほか、四半期財務情報の作成にあたって基本となる事項の開示が義務付けられる。また、売上高や営業利益を事業



早稲田大学商学部教授 辻山 栄子



## 投資家に適時、情報提供

★強いニーズ  
四半期開示の動きが強まった背景には、投資家の強いニーズがあった。  
日本では、証券取引所の要請で、決算短信という国外には例を見ない独自の適時開示システムが一九七四年から取り入れられてきた。正規の財務報告に先駆けて、期末日から平均一か月半程度で、主要な財務数値に加えて、売上高や一株当たり利益などの一次即予想が公表されるシステムは、海外からも注目を集めてきた。もし、この決算短信に加えて、四半期情報がある。

別などで区分したセグメント情報やキャッシュフロー情報の開示も任意で求められている。これまでにも、四半期情報を自主開示している企業はあったが、この取引所規制によって、四半期開示制度が国内で一気に定着することになった(図参照)。

★課題  
各社の独自判断で簡便な手続きによって情報が作成されている。情報の信頼性を担保するための公認会計士によるレビューに関する議論についても緒に上るべきである。加えて、日本独自の決算短信と四半期開示の関係についても改めて検討が加えられる必要がある。

二〇〇三年を後押しする形になったのが、国際的な環境である。四半期開示の先進国であるアメリカでは、すでに一九三四年に法制化され、七〇年には現行制度が整っている。また、二〇〇〇年からは四半期開示の信頼性を確保するために、公認会計士によるレビュー(監査)も義務付けられている。欧州やアジア諸国でも四半期開示に関する取引所規制や法制度が相次いで導入されている。こうした流れに対応したのが、今回の取引所の自主規制である。

現段階の四半期情報は、すでに法制化されている中間財務諸表などの作成基準をベースに、動向に注目していきたい。

しかし、このような規制の流れは、ある意味では異例のことと言える。これまでの日本の会計制度は、時間を十分にかけ、市場関係者の意見をくみ上げた上で、形成されるのが通例だった。四半期開示制度は、そのようなステップを踏まずに、取引所の規制という形で取り入れられたからである。

現段階では、四半期開示の実態は企業によって様々であり、準拠している作成基準も必ずしも明らかではない。したがって、今後、四半期情報開示が正規の財務報告として法制化されるためには、乗り越えるべき課題が山積している。